

四日市市議会訓令第2号

四日市市議会の所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び四日市市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定めるものとする。

令和5年3月3日

四日市市議会議長 森 康 哲

四日市市議会の所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び
四日市市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程
四日市市議会の所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び四日市市個人情報保護条例施行規程の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市議会の所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び <u>四日市市議会の個人情報保護に関する条例施行規程</u></p> <p>第2条 <u>四日市市議会の個人情報保護に関する条例（令和4年四日市市条例第32号）の施行については、四日市市議会の個人情報保護に関する条例施行規程（令和5年四日市市議会訓令第1号）の例による。</u></p>	<p>四日市市議会の所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び <u>四日市市個人情報保護条例施行規程</u></p> <p>第2条 <u>四日市市議会の所管に係る四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）の施行については、四日市市個人情報保護条例施行規則（平成12年四日市市規則第7号）の例による。</u></p>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。